

証券コード 7169
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
代表取締役社長 山 岸 英 樹

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区歌舞伎町2-4-10
KDX東新宿ビル3F HALL A

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎剰余金の配当につきましては、2019年5月16日開催の当社取締役会において、第20期期末配当として、1株当たり35円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第20期期末配当金の支払開始日は、2019年6月10日といたしております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.newton-fc.com>) に掲載いたします。
- ◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.newton-fc.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・事業報告のうち会計監査人に関する事項
 - ・事業報告のうち業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
 - ・連結計算書類のうち連結注記表
 - ・計算書類のうち個別注記表
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは従来の日本基準に替えて国際会計基準（IFRS）を2018年3月期年度決算から適用しております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）における経済環境は、米中貿易摩擦の影響により企業収益は足元ではやや弱みが見られるものの、ゆるやかな所得環境の改善を背景に個人消費の回復が見られ、横ばい圏で推移しております。また、海外情勢は、政治的な混乱等をきっかけに、世界経済が悪化した場合の、国内経済への減速リスクは引き続き注視が必要となっております。

このような中、当社グループは、保険サービス事業を柱とした比較サイト、店舗及びコールセンターによる販売網の連携強化、保険商品と親和性の高いウォーターサーバー等の販売・拡充に努めてまいりました。当連結会計年度の業績は、新規出店及び生産性の向上に伴い新契約年換算保険が順調に推移したことにより、売上高が27,995百万円（前連結会計年度比1.8%増）となりましたが、経済条件の悪化等により、営業利益が4,514百万円（同10.8%減）、税引前利益が4,267百万円（同15.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益が2,844百万円（同26.4%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(保険サービス事業)

保険サービス事業におきましては、コールセンター・店舗・WEB・訪問の4つのチャネルを通じて、保険募集活動を行っております。店舗と訪問による販売網を拡充しつつ、生産性の向上、収益の改善にむけて4つのチャネルの販売網の連携強化に注力しております。店舗の新規出店と収益力改善のためのスクラップアンドビルドを行った結果、当連結会計年度の売上高は20,026百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりましたが、経済条件の悪化等により、営業利益は3,968百万円（同12.9%減）となりました。

(派遣事業)

派遣事業におきましては、派遣先企業へ保険募集活動等を行う専門的な従業員を派遣しております。労働力不足を背景に安定した需要があり、引き続き新規派遣先の開拓及び派遣人員の質を高めることによる派遣先企業での収益率の向上に注力しております。当連結会計年度の売上高は4,677百万円

(前連結会計年度比1.6%増)、営業利益は991百万円(同24.4%増)となりました。

(ITサービス事業)

ITサービス事業は、(株)ウェブクルーが行う保険、引越し、車買取りなどの分野で運用する一括見積もり・資料請求サイト「保険スクエアbang!自動車保険」「ズバット引越し比較」「ズバット車買取比較」を中心とした顧客情報提供サービスであります。当連結会計年度のITサービス事業の売上高は3,586百万円(前連結会計年度比5.4%増)となりましたが、前第2四半期連結累計期間に計上した不動産事業の事業譲渡等の計上がないため、営業利益は205百万円(同68.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況
IFRS

区 分	第 18 期 2017年 3 月期	第 19 期 2018年 3 月期	第 20 期 2019年 3 月期
売上高(百万円)	28,053	27,504	27,995
営業利益(百万円)	5,277	5,060	4,514
税引前利益(百万円)	5,139	5,053	4,267
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	3,228	3,866	2,844
基本的1株当たり当期利益(円)	174.30	212.21	156.88
資産合計(百万円)	25,172	25,906	27,970
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	10,783	11,954	13,016
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	590.58	658.74	719.54

日本基準

区 分	第 17 期 2016年 3 月期	第 18 期 2017年 3 月期
売上高(百万円)	29,605	29,471
営業利益(百万円)	4,041	4,522
経常利益(百万円)	4,072	4,539
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,198	2,063
1株当たり当期純利益(円)	115.53	111.39
総資産(百万円)	24,616	24,206
純資産(百万円)	9,616	10,930
1株当たり純資産額(円)	485.53	563.76

(注)第19期(前連結会計年度)よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第18期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社光通信で、同社は当社の株式13,184,700株（議決権比率72.89%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00%	ITサービス事業
株式会社保険見直し本舗	100百万円	91.83% (91.83%)	保険サービス事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は8社、持分法適用の関連会社は3社であります。
2. 議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
3. 資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2019年3月末日現在の情報を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の資産合計
株式会社ウェブクルー	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号	15,109百万円	19,641百万円

(4) 対処すべき課題

人口の減少、少子高齢化や晩婚化、非婚化が進むことによる家族形成の変化により、お客様のライフスタイルとニーズは多様化してきております。また、販売チャンネルに関しても、規制緩和による銀行窓口販売、インターネット、小型店舗等、チャンネルの多様化が進み、競争が激化しております。保険業界においては、日銀のマイナス金利政策の導入により、貯蓄性の高い商品の販売停止・縮小の動きが見られることや、改正保険業法の施行等により、保険商品の販売環境に関して厳しい状況が続いております。

しかし、市場の保障ニーズとしては死亡保障から医療、介護等の生存保障、年金老後生活保障の需要が高まってきており、当社グループの主力販売商品と合致しております。また、コールセンター・店舗・Web・訪問販売チャンネルを自前で構築し、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を構築しております。多様な販売チャンネルの融合を図りつつ、引き続き業務品質の向上やコンプライアンス態勢の強化、優秀な人材の採用と育成を進めながら、企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月末日現在)

事業区分	事業内容
保険サービス事業	テレマーケティング及び訪問・店舗での対面販売による保険契約の取り次ぎ、販売
派遣事業	保険募集人有資格者の派遣
ITサービス事業	比較サイトの運営

(6) 主要な営業所 (2019年3月末日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
営業所	新宿、池袋、横浜、大阪、札幌、福岡、和歌山、仙台、盛岡、水戸、高崎、高岡、名古屋、広島、鹿児島、沖縄

② 子会社

株式会社ウェブクルー	本社（東京都世田谷区）
株式会社保険見直し本舗	本社（東京都渋谷区）、横浜、名古屋、大阪、等250店舗

(7) **使用人の状況** (2019年3月末日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,924名	246名減

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は978名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。

② **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
992名	175名減	32.5歳	6.7年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は317名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年3月末日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	6,875百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計15行からの協調融資によるものであります。

(9) **剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、その方針としては、企業価値の向上とのバランスに配慮しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月末日現在)

- ① 発行可能株式総数 76,428,000株
- ② 発行済株式の総数 19,107,000株 (自己株式1,017,598株を含む)
- ③ 株主数 938名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	13,184,700株	72.89%
SBI Ventures Two株式会社	2,754,000	15.22
SBIホールディングス株式会社	1,068,000	5.90
NFC従業員持株会	210,900	1.17
山岸英樹	201,497	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	60,900	0.34
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	42,400	0.23
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	31,800	0.18
増田幸太郎	23,900	0.13
BANQUE PICTET AND CIE SA	22,700	0.13

(注) 1. 当社は、当事業年度末において自己株式を1,017,598株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2019年3月末日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山岸英樹	
常務取締役	山縣正則	
取締役	三木脩平	
取締役	竹之内洋右	
常勤監査役	松本垂三雄	
監査役	平田英之	公認会計士
監査役	小竹正信	

- (注) 1. 取締役 竹之内洋右氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 平田英之氏及び監査役 小竹正信氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、竹之内洋右氏、平田英之氏及び小竹正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1)	43百万円 (4)
監査役 (うち社外監査役)	2 (1)	6 (0)
合計 (うち社外役員)	5 (2)	49 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年5月20日開催の臨時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月1日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(17回開催)(注)		監査役会(13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 竹之内 洋右	17回	100%	—	—
監査役 平田 英之	15回	88%	13回	100%
監査役 小竹 正信	17回	100%	13回	100%

(注)上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的及び法的な見地等から意見を述べ、内部統制システムの運用状況等について監査を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役ではない取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、業務執行取締役ではない取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。また、当社と各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。

④ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,725	流動負債	12,938
現金及び現金同等物	8,956	営業債務及びその他の債務	1,562
営業債権及びその他の債権	4,277	社債及び借入金	8,614
その他の金融資産	6	その他の金融負債	61
その他の流動資産	484	未払法人所得税	645
非流動資産	14,245	返金負債	204
有形固定資産	1,438	従業員給付	1,668
のれん	9,336	その他の流動負債	181
無形資産	598	非流動負債	1,551
持分法で会計処理されている投資	245	社債及び借入金	758
その他の金融資産	1,762	その他の金融負債	11
繰延税金資産	856	確定給付負債	464
その他の非流動資産	6	引当金	316
資産合計	27,970	負債合計	14,489
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	13,016
		資本金	2,237
		資本剰余金	837
		自己株式	△1,572
		利益剰余金	11,513
		非支配持分	464
		資本合計	13,480
		負債及び資本合計	27,970

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,995
売上原価	13,672
売上総利益	14,323
その他の収益	157
販売費及び一般管理費	9,797
その他の費用	169
営業利益	4,514
金融収益	6
金融費用	106
持分法による投資損益（税引後）	△148
税引前利益	4,267
法人所得税費用	1,263
当期利益	3,003
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,844
非支配持分	159

連結持分変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合 計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金	合計		
当期首残高	2,237	781	△1,400	15	10,320	11,954	△158	11,795
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△15	15	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,237	781	△1,400	-	10,335	11,954	△158	11,795
当期包括利益								
当期利益	-	-	-	-	2,844	2,844	159	3,003
その他の包括利益	-	-	-	△2	-	△2	△0	△2
当期包括利益合計	-	-	-	△2	2,844	2,841	158	3,000
所有者との取引額等								
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,268	△1,268	-	△1,268
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	-	△384	△384	384	0
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-	-	93	93
自己株式の取得	-	-	△315	-	-	△315	-	△315
自己株式の処分	-	56	143	-	-	199	-	199
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	-	2	△2	-	-	-
その他	-	-	-	-	△11	△11	△13	△24
所有者との取引額等合計	-	56	△171	2	△1,666	△1,779	464	△1,314
当期末残高	2,237	837	△1,572	-	11,513	13,016	464	13,480

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,386	流動負債	9,760
現金及び預金	899	短期借入金	1,200
売掛金	949	1年内返済予定の長期借入金	7,325
貯蔵品	1	未払金	820
前払費用	152	未払費用	26
その他	382	未払法人税等	40
固定資産	17,254	預り金	72
有形固定資産	278	賞与引当金	181
建物	140	解約調整引当金	88
工具、器具及び備品	138	その他	5
無形固定資産	780	固定負債	1,004
のれん	773	債務保証損失引当金	1,004
ソフトウェア	7	負債合計	10,764
投資その他の資産	16,195	(純資産の部)	
関係会社株式	15,175	株主資本	8,876
繰延税金資産	417	資本金	2,237
その他	765	資本剰余金	2,203
貸倒引当金	△162	資本準備金	2,137
資産合計	19,641	その他資本剰余金	66
		利益剰余金	5,993
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	5,968
		繰越利益剰余金	5,968
		自己株式	△1,558
		純資産合計	8,876
		負債純資産合計	19,641

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,716
売 上 原 価		5,732
売 上 総 利 益		3,983
販売費及び一般管理費		2,699
営 業 利 益		1,283
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	506	
そ の 他	2	516
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	137	
そ の 他	15	212
経 常 利 益		1,587
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25	
そ の 他	2	49
特 別 損 失		
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,004	
そ の 他	25	1,029
税 引 前 当 期 純 利 益		607
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	320	
法 人 税 等 調 整 額	△171	148
当 期 純 利 益		459

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,237	2,137	9	2,147	25	6,675	6,700
会計方針の変更による 累積的影響額						102	102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,237	2,137	9	2,147	25	6,777	6,802
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△1,268	△1,268
当 期 純 利 益						459	459
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			56	56			
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	56	56	-	△808	△808
当 期 末 残 高	2,237	2,137	66	2,203	25	5,968	5,993

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,390	9,694	13	13	9,708
会計方針の変更による 累積的影響額		102			102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△1,390	9,797	13	13	9,811
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,268			△1,268
当 期 純 利 益		459			459
自 己 株 式 の 取 得	△311	△311			△311
自 己 株 式 の 処 分	143	199			199
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)			△13	△13	△13
当 期 変 動 額 合 計	△167	△920	△13	△13	△934
当 期 末 残 高	△1,558	8,876	-	-	8,876

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 屋 光 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年5月16日開催の取締役会において会社分割の方法による持株会社体制へ移行するためにその準備に入ること、及び分割準備会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 屋 光 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年5月16日開催の取締役会において会社分割の方法による持株会社体制へ移行するためにその準備に入ること、及び分割準備会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 監査役会

常勤監査役 松 本 亜三雄 (印)

社外監査役 平 田 英 之 (印)

社外監査役 小 竹 正 信 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社と当社の完全子会社である株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、2019年10月1日を効力発生日（予定）として、当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く当社が営む全ての事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させることとし、2019年5月31日に吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本吸収分割契約のご承認をいただきたく存じます。

なお、本議案及び第2号議案「定款一部変更の件」の承認並びに本吸収分割の効力発生を条件に、2019年10月1日付をもって当社は株式会社NFCホールディングスに商号変更し持株会社へ移行する予定であり、引き続き上場を維持します。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、保険サービス事業を中核とした、比較サイト、店舗及びコールセンターによる販売網の強化、保険と親和性の高いサービス・商品等の販売・拡充に努め事業拡大を図って参りました。

その一方で、経営環境は日本国内の人口減少、少子高齢化や晩婚化、非婚化が進むことによる家族形成の変化により、お客様のライフスタイルとニーズは多様化してきております。販売チャンネルに関しても、規制緩和による銀行窓口販売、インターネット、小型店舗等、チャンネルの多様化が進み、競争が激化しております。保険業界においては、日銀のマイナス金利政策の導入により、貯蓄性の高い商品の販売停止・縮小の動きが見られることや、改正保険業法の施行等により、保険商品の販売環境に関して厳しい状況が続いております。このような状況を踏まえ、当社といたしましては、グループ内各事業会社間の意思決定の迅速化、事業シナジーの最大化、ガバナンスの強化等を経営上の課題として認識しており、その課題への対処として持株会社体制への移行することとし、本吸収分割を行うことといたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（東京都新宿区新宿五丁目17番18号、以下「甲」という。）と株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社（東京都新宿区新宿五丁目17番18号、以下「乙」という。）とは、甲を持株会社化するために必要な機能を除く甲の営む全ての事業（以下「本件事業」という。）に係る資産、負債、雇用契約その他の権利義務を乙に承継させるため、吸収分割を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件事業に係る第4条に定める権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条（吸収分割に際して交付される金銭等）

本吸収分割に際して、乙から甲への対価の交付は行わないものとする。

第3条（吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額の本吸収分割による変動はない。

第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び雇用契約その他の権利義務を、第5条に定める効力発生日において甲から承継する。なお、甲の保有する甲の株式の本吸収分割による甲から乙への承継は行わないものとする。
2. 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日の最終時点までの増減を加除したうえで確定する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2019年10月1日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（吸収分割承認総会）

甲は、2019年6月27日に開催予定の定時株主総会において、乙は、2019年6月27日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本契約の承認に関する

決議を求めるものとする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割後においても、承継対象事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）

本契約は、第6条に定める株主総会の承認又は法令上、本吸収分割に関して必要な関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

2019年5月31日

甲：東京都新宿区新宿五丁目17番18号

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

代表取締役 山岸 英樹 ㊟

乙：東京都新宿区新宿五丁目17番18号

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社

代表取締役 山岸 英樹 ㊟

(別紙)

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。

1. 承継する資産
本件事業に係る一切の資産。
2. 承継する負債
本件事業に係る一切の債務。
3. 承継する雇用契約
本件事業に従事する従業員（但し、効力発生日現在、甲に引き続き在籍している者に限る。）との雇用契約の一切。
4. 承継するその他の契約上の地位及び権利義務
 - (1) 契約上の地位
本件事業に関する契約及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。
 - (2) 知的財産権
効力発生日において、本件事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標に関する一切の知的財産権は乙に承継するものとする。但し、甲が使用するものについては、乙が甲に対して使用を許諾する。
 - (3) 許認可等
本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録、確認、認定及び届出等で法令上承継可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、吸収分割承継会社である分割準備会社から吸収分割会社である当社への対価の交付は行われませんが、これは、当社が分割準備会社の発行済株式の全てを所有しており、分割準備会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。また、以上により、分割準備会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社である分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(資本の部)	
流動資産	100	資本金	100
現金	100	資本準備金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債純資産合計	100

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更定款案のとおりに変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行い、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります（変更定款案第2条第5号、第6号及び第74号から第81号まで）
- (2) 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2019年10月1日（予定）をもって、これまでの事業会社から持株会社へ経営組織体制を変更いたします。これに伴い、当社の持株会社としての役割を明確化するため、商号の変更及び事業目的の変更を行うものであります（変更定款案第1条及び第2条柱書）
- (3) 上記(2)の変更の効力は、第1号議案が承認可決されること及び本吸収分割の効力が生じることを条件とし、2019年10月1日（予定）をもってその効力が生じることとし、その旨の附則を新設するものであります。なお、上記(1)の変更の効力は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングと称し、英文では、<u>NEWTON FINANCIAL CONSULTING</u>NFC, Inc. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～4（条文省略）</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社NFCホールディングスと称し、英文では、<u>NFC Holdings, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに次に事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1～4（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
5 有価証券の投資、売買、保有及び運用 <u>ならびに投資コンサルティング</u>	5 有価証券の投資、売買、保有及び運用、 <u>投資コンサルティング、ファイナンシャルプランニング業ならびに資産運用に関するコンサルタント業</u>
6 金銭の貸付、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業	6 <u>銀行代理業、金融商品仲介業、貸金業、金銭の貸付、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業</u>
7～73（条文省略）	7～73（現行どおり）
（新設）	74 <u>信託契約代理業及び信託受益権販売業</u>
（新設）	75 <u>信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務</u>
（新設）	76 <u>会員企業の福利厚生部門の代行サービス業</u>
（新設）	77 <u>福利厚生等に関するアウトソーシングサービスの斡旋</u>
（新設）	78 <u>高齢者等の財産管理及び身上監護の事務等</u>
（新設）	79 <u>電子決済システムの提供に関する代理店業務</u>
74及び75（条文省略）	80及び81（現行どおり）
第3条～第46条（条文省略） （新設）	第3条～第46条（現行どおり） 附 則 <u>第1条及び第2条柱書の変更は、当社第20回定時株主総会の第1号議案に係る吸収分割の効力が生じることを条件に当該吸収分割の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、自動的に削除されるものとする。</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	やまぎしひでき 山岸英樹 (1967年3月6日)	1996年4月 (株)光通信入社 2001年11月 (株)インフォサービス 代表取締役 2001年11月 (株)ジェイアンドエイチコーポレーション 代表取締役 2002年11月 (株)ピーティーアンドシー 代表取締役 2002年11月 (株)ジェーティー・シー 代表取締役 2005年12月 (株)HGパートナーズ 代表取締役 2007年1月 フロンティア(株) 代表取締役 2009年8月 当社 代表取締役社長(現任) 2014年12月 (株)ウェブクルー 取締役(現任) 2014年12月 (株)保険見直し本舗 取締役(現任) 2016年6月 みつばち保険グループ(株) 取締役(現任) 2017年4月 (株)Patch 取締役(現任) 2019年4月 (株)TSLABO 取締役(現任)	201,497株
2	やまがなまさのり 山縣正則 (1975年4月1日)	1998年4月 (株)光通信 入社 2006年1月 (株)リンク 代表取締役 2006年12月 (株)M&Aクリエイション(現：(株)ユニバーサルライン) 代表取締役 2007年1月 フロンティア(株) 取締役 2009年8月 当社 取締役 2014年12月 (株)ウェブクルー 取締役(現任) 2014年12月 (株)保険見直し本舗 取締役(現任) 2015年6月 当社 常務取締役(現任) 2015年7月 (株)オネストビジネスコンサルティング 代表取締役 2016年2月 (株)未来貯金 取締役 2016年6月 みつばち保険グループ(株) 取締役(現任) 2017年4月 (株)Patch 取締役 2017年4月 Newton Reinsurance Inc. 取締役(現任) 2018年5月 (株)Patch 監査役(現任) 2019年2月 (株)保険ダイレクト 取締役(現任)	10,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	おおわだ せい や 大和田 征 矢 (1974年1月13日)	1996年4月 (株)光通信入社 2008年4月 同社TMC事業本部長 2008年6月 同社取締役 2009年7月 同社上席執行役員 2011年4月 同社商品企画事業部長(現 コンテンツ事業本部長) (現任) 2018年6月 同社取締役(現任) 2019年2月 (株)アクトコール社外取締役(現任)	一株
4	たけの うち よう すけ 竹之内 洋 右 (1944年3月14日)	1968年4月 日本生命保険相互会社 入社 1991年4月 日本生命保険相互会社 松本支社長 1996年4月 日本生命保険相互会社 福岡総支社長 1998年6月 社団法人生命保険協会 事務局長 1999年7月 社団法人生命保険協会 理事事務局長 2000年8月 金融庁から改正前保険業法上の保険管理人の業務を行う者に任命され保険会社の破綻処理にあたる。 2006年10月 エーオン アフィニティ ジャパン(株) 顧問 2012年6月 当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹之内 洋右氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹之内 洋右氏を社外取締役候補者とした理由は、保険会社、生命保険協会で経験を積んでおり、保険業界に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくため、社外取締役候補者としたしました。
4. 社外取締役候補者である竹之内 洋右氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、7年であります。
5. 竹之内 洋右氏と当社は責任限定契約を締結しており同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続いたします。また、取締役候補者である大和田 征矢氏が取締役に就任された場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は次のとおりです。
- ・業務執行取締役ではない取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度額として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、業務執行取締役ではない取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、竹之内 洋右氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同証券取引所に届け出ております。本議案が原案通り承認可決された場合には、竹之内洋右氏は引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

当社の監査体制の充実のため、監査役1名の選任を行うことをご提案するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
おおしま としや 大 嶋 敏 也 (1979年9月20日)	2005年4月 (株)光通信 入社 2009年1月 同社業務戦略部 課長 2013年9月 同社戦略企画部 部長 2015年8月 同社管理本部長室 部長 2017年5月 (株)BOD 取締役 (現任) 2018年6月 (株)コラボルタ 代表取締役 (現任) 2018年7月 (株)光通信 人事本部長 (現任)	一株

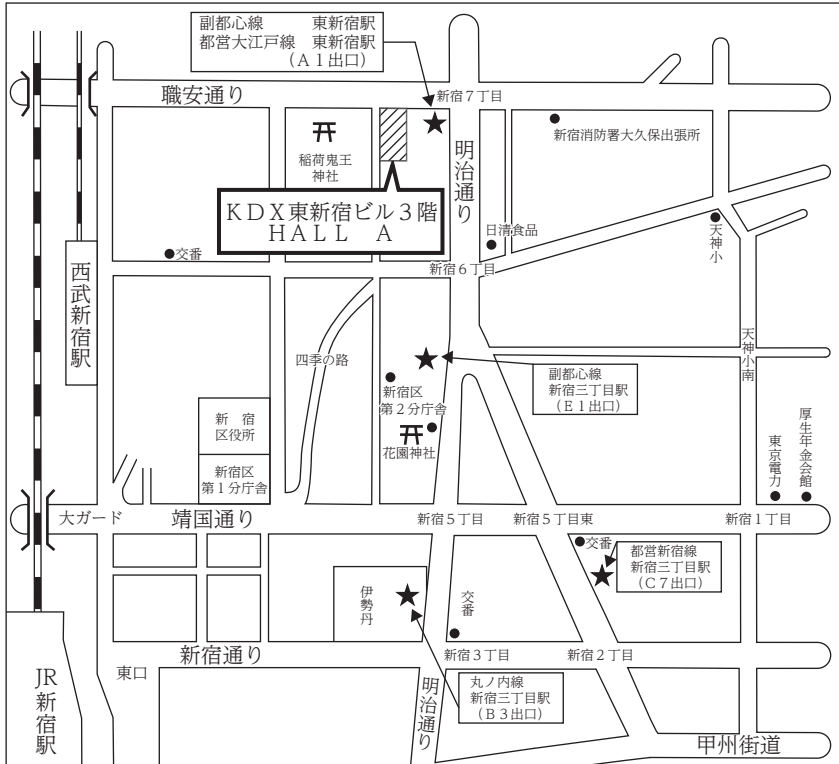
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区歌舞伎町2-4-10

KDX東新宿ビル3階 HALL A

TEL 03-6233-0300 (当社の代表電話に繋がります。)



[最寄駅]

- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線/東新宿駅 A1出口 (徒歩1分)
- 東京メトロ副都心線・丸ノ内線・都営新宿線/新宿三丁目駅 E1出口 (徒歩8分)
- JR線/新宿駅 東口 (徒歩12分)
- 西武新宿線/西武新宿駅 北口 (徒歩10分)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。